

一般財団法人サンクゼール財団

令和6年度事業計画書

(令和6年8月1日～令和7年7月31日)

【役員等一覧】

役員・評議員	氏名
代表理事	久世まゆみ
理事	小坂まり子
理事	唐澤順子
監事	北澤眞一
評議員	久世良三
評議員	今村英明
評議員	川嶋康裕
評議員	佐藤哲
評議員	唐澤一広

第1 公益財団法人への移行申請について

当財団は、令和5年12月21日に一般財団法人として設立された。

当財団は、定款第3条に記載した目的及びその実現のために定款第4条に記載した事業である「子どもや生活困窮者等の貧困対策及び子ども食堂の運営など食や食育支援等を行う団体及び個人への助成事業等を通じて、わが国はもとより世界各国の人々の生活が少しでも豊かになり、人々が将来へ希望及び生きる力を持ち、愛と喜びのある暮らしができる社会の実現に寄与すること」をより実現していくために、今後できるだけ早期に内閣府の公益認定を受けて、公益財

団法人として活動していきたい。

そのため、前年度（令和5年度）に引き続き、今年度は公益認定申請の準備を完了させて、今年度中（4月上旬）に内閣府に申請を行うものとする。

第2 助成事業について

1 子ども食堂等の食の支援を行う団体等への調査

当財団は、子ども食堂など食の支援を行う団体等への助成を通じて、子ども達をはじめとする食に困った方々への手助けを行いたいと考えている。

そのため、まずは日本全国の子ども食堂を調査し、今後の支援を検討したいと考えている。

前年度は、長野県上水内郡飯綱町で活動をしている「てんぐカフェ」取材し、子ども食堂の収支や活動の苦勞などを知ることができた。

そこで、今年度も引き続き、子ども食堂等の食の支援を行う団体等への調査を行いたい。

2 災害支援

当財団は、前年度において、令和6年能登半島地震に対する災害義援金の支給を行った（令和6年1月27日の臨時理事会決議）。

当財団は、定款第4条第1項第2号において「災害発生時の被災地への食料・生活物資等の支援事業」を掲げており、この定めに基づき、被災地支援を行っている「北陸チャリティーレストラン」に金200万円及び「石川県」に対し金50万円の災害義援金を支給することを決議し、実施した。

組織名	災害義援金の額	支給日
石川県	金50万円	令和6年1月29日
北陸チャリティーレストラン	金200万円	令和6年1月30日

今年度は、石川県の復旧状況及び北陸チャリティーレストランのその後の状況を把握し、今後の当財団による災害支援において、具体的にどのような活動が被災地に有益かを引き続き調査・研究していきたい。

また、未だに復興支援が十分でない石川県に対して、7月末頃に、金100万円の災害義援金を支給したい。

3 そのほかの公益目的事業

勉強会などを通じて、難民の現状、食品ロスの現状などを調査・研究していきたい。

4 助成事業

助成事業を1件開始したい。具体的には、子ども食堂を運営している全国の団体及び個人並びに子ども食堂の中間支援団体に対し公募を行い、子ども食堂を運営している全国の団体及び個人に1件10万円×6件、子ども食堂の中間支援団体に、1件50万円×4件、合計260万円の助成事業を行いたいと考えている。

助成事業開始にあたっては、事前に選考委員を選定するとともに必要な規程類を整備する。

第3 今後の財政基盤について

1 寄附金について

当財団は、公益認定後は評議委員の久世良三氏からその所有する株式会社サンクゼールの株式を寄附していただき、その年間配当金にて運営を行うことを予定している。

それまでは、久世良三氏からの寄附金で運営していく所存である。

今期については、11月5日に金900万円の寄附金を受領する予定である。

2 管理費の削減

詳細は、収支予算書の議案においてご説明するが、立ち上げ年度ということもあり専門家費用及び業務委託費等が増えてきたことから、初年度の予算に組み込んでいた次の予算を修正した。

- ① 初年度はWEBサイトの制作費を外部業者に委託する業務委託費として210万円（その他経費）を計上していた。しかしあらためて予算全体を見直したところ、予算に対し業務委託費が高額であるため外部業者をキャンセルし、株式会社サンクゼールに業務委託することとした。あらたな業務委託においては、WEBサイトの制作にはできる限りお金をかけないようにするため簡易なWEBサイトとすることとしたい。

- ② その他専門家の費用などにつき減額を行った。

これにより管理費を抑えつつもできるかぎり財団の本来の事業である助成事業に予算を計上していく方針としたい。

以上